

吉備国際大学研究紀要
 (人文・社会科学系)
 第26号, 63-75, 2016

教育令期における教育行政の展開と「職業教育」「社会教育」 —『国家生理学』と『行政学教育篇』を中心に—

倉知 典弘

Transition of Educational Administration and “Vocational Education” “Social Education” in 1880s

—on “Kokka-Seirigaku” and “Gyouseigaku kyouikuhen”

Norihiko KURACHI

Abstract

1880s is important period for establishment of Japanese educational administration. Reasons are below: 1. Concept of “KYOUIKU (education)” was transformed. 2. Basic concept of TSUUZOKU-Kyouiku, related with Social Education, was born. 3. Education policy was transformed, affected by “Deutsche Staatswissenschaft”. The purpose of this paper is to survey how social education and vocational education was changed in 1880s.

In this paper, I examined two translated books “Kokka-Seirigaku” and “Gyouseigaku kyouikuhen”, published by MONBU-SYO. I focused on concept of “education” “social education” “Vocational education”.

Conclusion is that: 1. Even in 1880s, “vocational education” was emphasized. 2. General education was understood as free self-education but government wanted to control these kinds of education and to place that in educational administration. 3. But “IPPAN-KYOUIKU” (General education) in “Gyouseigaku kyouikuhen” was not typical word indicating “Out of school education”.

Key words : Social Education, General Education, TSUUZOKU-KYOUIKU, Stein

キーワード : 一般教育, 社会教育, 通俗教育, シュタイン

1. 本論の意図・方法

(1) 本論の意図

私は、かねてより職業教育と社会教育の関係性について史的な検討を重ねてきた。そのような研究関心を持つようになったことは、そもそもなぜ「労働」が「権利」という側面を持つにもかかわらず、多くの人が「義務」についてのみ考慮しているかのようなふるまいを行ってしまうのだろうか（「働かざる者食うべからず」といった発想を当然のように引き受け、自らの命を落とすまで自分を酷使してしまうのだろうか）といった問題意識であった。ただ、一方で「労働」を「自己実現」の主要な場であるとしてとらえて、その充足感を主張する人たちも一定数存在しているわけで、この2面性をどのように理解すればよいのだろうかということがそもそものスタートである。この問題を考察する際に重要であると思われるのが、「教育」という営為であり、いかに人は「働かなければならない」と“教育”されるのか、またどのような論理でその教育が正当化されるのか、これを明らかにすることが「働くこと」を「労働」から解放し、「働けない」状態を問題視する構造をより正確に理解できるのではないだろうか。以上のような問題意識を持ちながら、社会教育の史的な検討を行ってきた。その結果として、職業教育・実業教育は経済的な発展や自己実現といった側面ではなく、思想統制という側面が初期の「社会教育」論の段階から着目されていたことを山名次郎『社会教育論』の検討などを通じて明らかにしてきた。ただし、これらの著作は1890年代に入ってからのものであり、それ以前の状況については十分に行っていない。

本論は、「教育令期」を対象とするものであるが、より重点を置くのは「明治14年の政変」前後からである。それは、以下の理由による。

①明治初期からの実業教育を検討する際には、「勸

業政策」における「教育的側面」を検討することが必要不可欠であるが、この時期に直接的な勸業政策から間接的な勸業政策へと移行したとされており、このことが「実業教育」「職業教育」に影響を与えることが考えられること。

②社会教育（行政）史研究においては、1886（明治19）年に出された文部管制に「通俗教育」という言葉が含まれた背景を検討し、それを明らかにすることが必要不可欠であるが、その背景となる「行政国家」への道のりは湯川¹⁾が指摘するように明治10年代、すなわち教育令期に該当すること。

③そのうえで「行政国家」への道程において、その背景におかれる思想・理論の解明は必要不可欠であるが、国家運営に関わる思想・理論は「明治14年の政変」は、ドイツ国家学の影響を強く受けるようになるといった思想・理論上の大きな変動をきたすこと。

以上の点から、この時期の「実業教育」「職業教育」と「社会教育」の関係性を明らかにすることで、その後の社会教育行政の展開過程と職業教育・実業教育の在り方を考察する基礎を築くことができると考える。

(2) 本論の方法

以上の課題認識から、本報告では教育令期においても特に「明治14年の政変」以降の状況について検討を行う。その際、「明治14年の政変」以降に中心となった「ドイツ思想」の移入の一例として挙げることができる『国家生理学』²⁾と『行政学教育篇』³⁾（以下、『教育篇』と表記する。）の2つの書物である（なお、この両著作からの引用については、本文中に括弧に巻数及びページ数の形で表記する）。これらの著作は、ともに文部省から発行されており、何らかの意味で教育行政上に意味があると考えられたと推測される。殊に、「ドイツ国家学の最後の大家」とされるシュタインの著作を翻訳した『教育篇』は、

その後の影響力は大きいとは言えないとされるものの、当時の主要人物がその思想に触れたという意味で、検討をする意義はあるだろう。

これらの著作を検討する際に、本論では「職業教育」「実業教育」と「社会教育」⁴⁾に焦点を置く。これは、「社会教育」と「職業教育」の関係を歴史的に紐解いていくという私の課題意識による。これらの著作を検討する前に、簡潔にはあるが、明治14年の政変前後の実業教育をめぐる文部省内の状況を確認し、そのうえでこれらの著作が提起する「実業教育」「職業教育」と学校外教育の関係性を明らかにすることができるだろう。

なお、本論においては『国家生理学』及び『教育篇』の2つを原著ではなく、翻訳書で検討するが、本論がこれは著者であるフランツ及びシュタインの思想そのものを明らかにするものではなく、文部省がいかなる言葉で以って、「実業教育」「職業教育」及び「社会教育」を語ろうとしたのかを明らかにするということを目的とするものであるためである。

2. プロイセンへの着目と教育

(1) 『米欧回覧実記』にみるプロイセンの教育

明治14年の政変以前のドイツ・プロイセンへの着目を端的に表すのは、岩倉使節団の報告書である『米欧回覧実記』⁵⁾（以下、『実記』と表記）及び田中不二麻呂が係った『理事功程』⁶⁾であろう。岩倉使節団は1873（明治6）年3月9日から28日までベルリンにおいて非常に多くの施設を視察している。その中には小学校・大学校といった学校だけではなく、禽獣園・公園・水族館・博物館といったいわゆる社会教育施設も含まれている。ここでは、まず『実記』に現れたプロイセンへの着目を田中彰の研究等⁷⁾をもとにして簡潔に述べ、維新政府の初期の頃のプロイセンへの視線を確認する。

岩倉使節団のプロイセンへの眼差しの一端は、『実

記』における以下の表現に端的に表れている。つまり、農産物の輸出に伴う利益をもとに重化学工業を發展させているという点において、プロイセンと日本は似ているところがあり、「其国是ヲ立ツルハ、反テ我日本ニ酷ダ類スル所アリ、此国ノ政治、風俗ヲ、講究スルハ、米仏ノ事情ヨリ、益ヲウルコト多カルヘシ」⁸⁾という表現に端的に表れている。もっとも田中彰が指摘するように、この「類スル」という言葉は他の米欧諸国と比較しての意味であり、「相対的な関心にほかならなかった」⁹⁾のである。加えて、『実記』では、プロイセンの土地が不毛であるにも関わらず、農業生産が向上したことを「農耕ニ勤勞スル」国民性に求めている。

さて、このようにプロイセンに対して日本との類似性を認めた使節団において教育はどのように捉えられていたのであろうか。その点について『実記』は端的に「教育ハ、欧州中ニ於テ最上等ニ位ス」と高く評価している。その評価の要因は租税でもって学校を維持し、すべての地方官吏が「必ス学校維持ノ務ヲ兼管セザルヲ得ズ」¹⁰⁾という状況があるためである。このようにプロイセンにおいて整備されていた公教育制度を高く評価している。なお、ベルリンにおいて実際に小学校と大学校を視察しているが、そこでは実際の状況の記述にとどまってお詳しい評価などは総説に述べられているのみである。しかし、岩倉使節団の頃からプロイセンにおける教育制度への着目は明確であったことはここからも明確である。

(2) 明治14年前後の教育改革の諸相

以上のように、維新政府が初期の頃からプロイセンに注目していたことは明確であるが、日本の教育政策においてドイツ（プロイセン）の影響が顕著に表れるのはやはり明治14年の政変前後であろう。田中の言葉を借りれば、「相対的関心」にとどまっていたものが、明治14年の政変を一つの契機として「絶

対的」なものへと転化したのである。このドイツの影響を端的に表すものが、東京大学におけるドイツ法学及びドイツ語の重要視であるが、小学校に対しても影響を与えていたことを示唆する研究も存在している。稲垣忠彦は、明治の教授理論及びカリキュラムを検討する過程で「推論」としてではあるが、その類似性から「小学校教則綱領」には当時のプロイセンの教則もしくは同時期のドイツの教則と東京師範学校附属小学校教則を参考にしたものと述べている¹¹⁾。仮説の段階であるとはいえ、このような影響を見て取ることも可能となってきたことは、改めて想起されてよいだろう。

3. 教育令期の文部省の実業教育への意図

(1) 教育令改正と「職業」「実業」

以上のように、ドイツ及びプロイセンへの着目がみられる中で、教育行政の理論においてドイツの影響はどのように見られるのか。本格的に二つの著作の検討に入る前に、当時の文部省における実業教育・職業教育の取り扱いを教育令の改正と所管争いを検討することで明らかにしておきたい。

教育令の改正といえ、テキストなどで「干涉教育令」という言葉が使われているように統制の側面が強調されることがあるが、他方で「職工学校」を文部省の所管とするという実業教育・職業教育をとらえようとする一面を持っていたことも事実である。この背景には、先述した勸業政策の展開も大きくかかわっていることが推測される。加えて、当時文部少補でもあった九鬼隆一は、田中不二麻呂に対して職業教育の重要性を指摘するなど職業教育に対して強い関心を持っていた。このような文部省以外の外的要因と文部省内において発言権を持っていたと思われる人物の思想とが相俟って、文部省の内部に職業教育に対する関心が高まっていたと考えられる。

(2) 農商務省との所管問題と「教育」

このような状況の中、職業教育をめぐる他省庁との所管をめぐる争いが勃発した。特に、1881(明治14)年の農商務省が新設された際に、農商務省職制に「官設ノ農商工ノ諸学校(工部省所管ノ工部学校ヲ除ク)農工業模範ノ建造物及ビ博物館(従前内務省所管ノ分ニ限ル)ヲ管理シ民立農工商ノ諸学校ヲ監督ス」(太政官達第25号)と示されたことは、文部省から大きな反発を引き起こした。文部省は、この達を受けて、太政官に対して4度にわたる上凜文を提出している。この4つの上凜文は同じことを繰り返し述べている部分が多いため、本報告では初回の上凜文を検討することにする。

この上凜文で重要なことは、「教育」という言葉が所管の正当性を主張する根拠として持ち出されていることである。即ち、「教育ノヲタル幼稚ヨリ青年ニイタリ高低ノ普通科ヨリ各種ノ専門科ニイタリ理論ヨリ応用ニイタリ最モ密接相離ルヘカラサル関係ヲ有スルモノ」であり、「農工商ニ係レル学校ノ如キ必ラス小中学校ノ教育ニ據リ之ヲ以テ其基礎トシ之ヲ利用スルノ法ヲ施スコト尤モ緊要」であり、「其教規ハ小中学校ノ教規ト精神相符合シ脈絡相貫通シ以テ彼是相裨補セシメサルヘカラス」として、小中学校での教育と職業の教育の一貫性を主張し、そのために文部省が管轄すべきであるというのである。加えて、文部省の教育は理論であり、「実業」に疎いという批判を想定しながら、以下のように述べる。即ち「教育ハ何学ヲ問ハス理論ニ因リテ學術ノ原則ヲ授ケ実業ニ就テ其応用ヲ教ヘ理論実業相俟テ然ル後其目的ヲ達スルモノニシテ畢竟理論ト云ヒ実地ト云フモ全然相離ルヘキ」ではない。もしどちらか一方のみを行い、他方を行わないのであれば、それは「完全ノ教育」と呼ぶことができず、「安ソ能ク生徒養成ノ目的ヲ達シ国家ノ需要ニ適スルヲ得ンヤ」と、完全な教育を行うこととは、理論と実地を合わせて教育することであり、そのためには教

育令に定められたように文部省が実業教育にかかわる学校を所管するべきであると主張する。

この上稟を受けて、翌1882（明治15）年には参事院において議決が行われている。その議決によると「農商工ノ諸学校ヲシテ該省ノ監督ニ付セラレタルノ意ハ将来農商工ノ事業ヲ拡張シ従来ノ陋習ヲ洗除スルノ方法順序ニ於テ尤モ直接ノ関係ヲ有シ且其実際ニ於テモ便利アル」ためであり、一方で「実業上ノ便利ノミニ著目シ処分スルカ如キヲアラハ一般教育上ノ権衡ヲ失」うとする。この議決を受けて、農商務省の職制は以下のように改正される。

農学校博物館（以上従前内務省所管ノ分ニ限ル）
及ヒ商船学校ヲ管理ス

ここで改めて確認しておきたいことは、「明治14年の政変」前後、文部省は実業教育を所管に収めようとするほどに着目しているという点及び教育の一貫性という論理を主張し学校形態の実業教育のうち「一般実業教育」（実業学校）を管轄に収めることができたが、一方において、「事業ヲ拡張」するという名目においてすべての実業教育を管轄に収めることができなかったという点である。

4. 『国家生理学』をめぐって

(1) 文部省編輯局の意義

『国家生理学』は、文部省編輯局が翻訳・刊行を行った著作である。ここで、その意味を確認しておきたい。編輯局の役割については『国家生理学』の刊行時においては以下のように規定されている。

「編輯局

本局ハ教育に須要ナル図書ヲ著述編輯翻訳印行シ及翻刻等ノ事務ヲ掌理ス」¹²⁾

ただし、1880（明治13）年の段階においては、「学務上所要ノ図書編輯印行等ニ関スル一切ノ事務ヲ掌ル」¹³⁾と「教育」ではなく、「学務」という言葉が充てられていた。いずれにせよ、文部省編輯局にお

いて編集・刊行された著作は、当時の文部省内において「学務」あるいは「教育」に必要であると判断されたものであるということである。

(2) 『国家生理学』の検討

以上のように文部省の編輯局の出版活動の意味をとらえたうえで、具体的に著作の検討に入りたい。

1) 刊行の意図

文部省編輯局は、その設立以降西洋の様々な教育学文献を翻訳していくことになるが、明治10年代に二つの政治哲学の領域に属する書物を翻訳刊行している。一つがホップスのLeviathanを翻訳した佛波士著『主権論』（1883年）であり、いま一つが佛郎都著『国家生理学』である。この両者は、それぞれ文部省の著作としたところに特徴がある。実際の翻訳者については不明なところも多いが、高橋真司は前者を複数による翻訳である¹⁴⁾とし、後者は加藤弘之がフランツの書物を翻訳のために貸したと日記に記していることを根拠として穂積陳重であろうと推測¹⁵⁾している。ここでは、ドイツ思想の影響という本報告の意図に基づき『国家生理学』について簡単に検討を行っておきたい。

『国家生理学』は、Konstantin Frantz “Verschule zur Physiology der Staaten”（1857）の翻訳である。フランツ（1817-1891）は、プロイセンにおいて論調調査部の研究員として奉職した経験を持っている。なお、この著作が公刊された時は、著作の記述をめぐって公職を解かれ、在野において文筆業に専念している¹⁶⁾。

当時の文部省がこのフランツの思想に着目したのかという点については、高橋は加藤弘之が「リベラル」の批判のために度々フランツに触れたことの影響であろうと推測している¹⁷⁾。確かに、加藤は当時東京大学の初代総理を務めるなど文部省とのつながりもあったことが考えられることから、この見解は

妥当性があると推測される。

では、なぜこの著作は文部省の手によって翻訳・刊行されたのであろうか。この点においては九鬼によって書かれた序文が参考になる。即ち、「虚懐平心ニ能ク是ノ著ヲ熟読玩味スレバ、即チ独り急進激発ノ心ヲ抑ヘルノミナラズ、優美高尚ノ志ヲ興ス」(序)とし、当時の民権主義や自由説といった「急進激発」な説を抑え、「優美高尚」な「共同」といった考え方が起こってくるだろうと述べている。つまり、これは「民権思想」を抑えるための理論的根拠とするために翻訳されたと考えることができるだろう。

また、この著作は2つの分冊(第1編1882年、第2編1884年)で出版されるのであるが、原著の後半部分を先行させる形で出版している。この理由は、第2編の序文に以下のように記されている。

「本省嘗テ独逸人佛蘭都氏著ス所ノ国家生理学ノ翻訳ニ着手セシガ其原本紙数数百張ヲ累ヌルヲ以テ、迅速之ガ成功ヲ期スル能ハズ、然レドモ亦聊カ急ヲ要スル所ガ為メニ、先ヅ其訳成セル一半ヨリ直チニ之ヲ印刷ニ附シ、漸ク将ニ完備ニ至ラシメントセリ」(序文)

ここに示された「急ヲ要スル所」とは何か。この点について、この序文は述べるところがないが、先述の九鬼の「序」を見る限りにおいて、「民権思想」などに対する理論的な対処が急がれたためと推測することができる。

2) 『国家生理学』にみる「教育」「職業」

このように民権思想に対抗するための理論的対処の一端として翻訳された『国家生理学』では教育をどのように定義しているのであろうか。そして、そのことが「職業」にどのようにかわるのであろうか。具体的な検討を進める。

1：国権について

『国家生理学』においては、「国権」は4種に分か

れているとしている。即ち、行政権・立法権・司法権・兵馬権の4種である。そのうえで、行政権を最上位のものとしてとらえている。この点が、文部省をして『国家生理学』を翻訳せしめた理由であった。ちなみに、国権相互の関係として以下のような図が載せられている(第1編 83頁)。

統治	
兵馬	司法
立法	

2：「教育」について

教育はこのような4つの国権のうち、兵馬権の記述において色濃く表れてくる。兵馬の権が国権の一部である理由は、第一に「国家ノ威厳ヲ擁護シ外敵ニ向ヒテ国家ヲ保庇」するためであり、いま一つが「武勇ト名ツケタル一種特別ナル精神上ノ原則ニ本ツク」ためである(第1編 34頁)。前者は比較的わかりやすいものではあるが、後者の「精神上」の原則とはいかなることなのか。この点については以下のような説明がなされている。「兵馬ハ…間接ノ効力ハ卻テ甚タ大」であり、「国家ノ事ニシテ多少兵馬ノ風化ヲ受ケ」ないものはないほどである。司法が正義を貫くことを奨励し、養成するのと同様に「兵馬モ亦武勇ノ精神ヲシテ国家ノ全体ニ浸透」させるものである。ここでいう「武勇」とは「豪胆ニシテ身体強捷」であることと「能ク規則ヲ守リ決シテ定期ヲ差ヘサルノ習慣」のことである。これは、「国家ノ旺盛」のために必要なだけでなく、「国民ノ徳」を進めるためにも必要である、と(第1編 43-44頁)。この説明を見る限りにおいて、「武勇」という徳目を広めるための手段としての「兵馬」が捉えられていると考えられ、軍が持つ形成作用への着目とも表現することができる。

以上のような「形成作用」とでも説明できる記述以外にも「兵馬権」に関する記述の中にはより直接的に教育について述べている箇所がいくつか存在する。

- ①「徴兵義務アル者ヲ以テ尽ク真ノ兵士ト為サント欲スルノ意ヲ去テ、唯之ニ武技ノ初歩ヲ授クルニ止メ」るならば、国を守る義務を課す男子の幅を広げ、服役年限を縮めるということもできるだろう。その方法は、「一般護国義務ノ大体ハ唯兵用体操ニ限り而シテ此一般護国義務ナル者即チ一般就学義務ト一対タリ。而シテ是レ教育事務ノ一流タルノミナラス其真男児ノ教育タルニ因リテ国家教務ノ最要ニ位スルモ料ルヘカラス」(第1編 57頁)。
- ②「方今ノ諸国ニ於テハ行政ノ機関彼カ如ク其レ備ハリ且盛ナリト雖モ国民ヲ養成スルノ手段ニ至リテハ甚タ乏」しく、国民は国家のためではなく、私利のために修学しているだけである。自己の欲のために意思を集中してしまえば、国も人も衰退していくのは当たり前である(第1編 58-59頁)。
- ③「所謂普通兵役ヲシテ真ニ普通ナラシメ且之ヲ以テ一種ノ教育即チ…真男児ノ教育ヲナスノ方法」を実施するならば、「普通議政法」よりも「天下ノ人民ヲシテ其俗ヲ美ニセシムル」であろう。また「壮年ノ男児」を職業などから一時的に離して「一大共衆ノ中ニ加ヘ此ニ於テ其身ハ一大体ノ一支タルヲヲ感覺セシメ又体操ニ因リテ其身体ヲ強健ニシ服従ノ制ニ因リテ其心志ヲ剛毅ニスル等…其身ヲ訓習シテ以テ国家ノ最大要務タル護国ノ為メニスルノ修行ヲ為サシムルヲ極メテ緊要」である。

以上のような教育の記述の後、「兵馬ハ到底公共教育ノ一大要具」と結論付けるのである。これら一連の記述は徴兵制を以て教育の機会とすべきとする主張である。

なお、社会教育については具体的なものに対する記述はほとんど見られない。ナポレオンの台頭について述べた以下の文章がその一例である。

「仏国公権ハナポレオン氏ノ憲法ニ因リテ立ツニ非ス。其公権ヲシテカヲナサシムル所ノ諸原素ニ因

リテ立ツ者ナリ。其所謂諸原素トハ何ソヤ。曰ク第一ヲ兵馬トシ其他司法行政財政ノ諸機関「アカデミー」(訳者曰ク大学其他高等学校)博物館城砦兵営獄舎鉄道伝信機等凡ソ仏国所在ノ設置精神遺物ニシテ特ニ皆数年間ニ聚蓄シタル資本ナリ」(26頁)

つまり、ナポレオンの台頭は、立憲主義の結果ではなく、あくまで「公権」の作用の結果であり、その「原素」の一例として博物館が捉えられている。

3：職業

以上のように教育に関する言説は、兵馬権の中に兵馬による形成作用と徴兵制を通じた「教育」という形で表れてきている。では、本報告のもう一つの軸でもある職業はいかなる形で捉えられているのであろうか。この職業に関する記述が最も表れてくるのが、「政治上自由ノ原則」である。この節は、「自由説」が持つ「分離的ノ原則」(192頁)が無秩序を引き起こすため、その対応を以下にするのかという点から記述されるものである。その中で自由説の「分離的ノ原則」に対して職業は「総合的ノ原則」(192頁)である。しかも、職業によって到達される総合は「遠大」である。その理由は、まず「人民社会ノ一大綱トナリ国家ノ全面ヲ掩ヘる諸種ノ共同ハ過半人生諸般ノ職業ニ属スル」ため(第1編 193頁)である。どのような職業であっても人は職業のために加盟すべき「共同」が存在しており、「社会ノ共同ナル者ハサクノ如ク主トシテ職業ニ附着スル」のであり、「共同ヲ調理スヘキノ原則ハ自ラ其職業ノ中」に存在するものである。加えて、職業は自由説においては国家からの連絡を絶つことを目的とするが、「職業ノ観念」は、「人民ノ全社会ニ包含シ所謂総合ノ法ニ導クモノ」(第1編 196頁)でもある。続けて「凡ソ其職業ニ就キテハ人皆ナ公民保護ヲ受クルノ権利」があるため、職業は「其区域内ニ於テ自ラ発達拡張」することが妨げられない(第1編 197頁)。区域は広い場合もあれば、狭い場合もあるが、其区域内で「其職業ヲ為スヤ此域内ノ公共事務ニ干与ス

ルノ権利ヲ有」するのであって、この原則からすれば「人民ノ大半」は郷党や組合に所属しながら生計を営むものであり、その結果として、彼らは「国家ノ事ニ干渉スルノ職業ナキヲ」を知ることが容易にできるようになる。このような「職業ノ原則ヲ以テ基礎」とするならば「多数統治ノ観念」は起り得ないであろう。以上のような考え方を『国家生理学』では「職業主義」と言っているが、この「職業主義」の観点から見ると職業は自己の達成などからではなく、自由主義を抑制するための共同を引き出すための“形成”の装置としてとらえられていることが明確である。これは、最初の社会教育論を提唱した山名次郎においても同様な視点がみられている¹⁸⁾ ことから分かるように、比較的広く展開されていた議論であったといえる。

4：小括

以上のような『国家生理学』の教育に関する指摘をどのように捉えるべきなのか。端的に述べるならば、教育は兵馬（兵制）による形成作用と並ぶ「国民統制」のための陶冶の装置であり、職業は社会統制のための共同を導くものであり、それは行政権の下で構成されなければならないとする主張になろう。

5. シュタイン『教育篇』の検討

(1) シュタインと日本

シュタイン（Lorenz Stein 1815-1890）は、19世紀半ばから後半にかけて活躍したドイツの国家学・行政学の大家である。彼は、非常に広い範囲において多くの業績を残しており、教育学においてもまた多大な貢献を行っている人物である¹⁹⁾。明治期の日本とのかかわりでいえば、伊藤博文が憲法調査のために西欧を訪れた折に、調査団のメンバーでもあった河島淳の勧めによってシュタインの講義を受け、非常に大きな感銘を受けたという事実が広く知られ

ている。また、独逸学協会のメンバーの手になる翻訳書なども多数存在していることが知られており、今回検討の対象とする『教育篇』もその中の一つである。

シュタインは、伊藤博文らによる憲法調査以前から日本に興味を持っていたことがわかっている。彼が、憲法調査に積極的に協力したのは、この日本に対する興味も外すことはできない。しかし一方で、当時のシュタインは投資事業の失敗により多額の負債を抱えていたという経済的事情もあり、かつ彼の思想自体がすでに前時代のものととらえられており、同時代の知識人から疎んじられてもいたこともまた事実であり、そのような個人的な背景もシュタインが日本の調査団に対して協力的な立場をとったともいえるだろう。このようなシュタインの協力的な態度は、伊藤らの帰国後も続いており、様々な人物がシュタインを訪ねる「シュタイン詣」²⁰⁾ と称される事態が起こっている。

このような熱狂を以て受け入れられたかに見えるシュタインの議論であるが、シュタインの議論そのものが全て取り入れられたと考えることは難しいだろう。例えば、滝井は、伊藤博文の書簡などを検討しながら、シュタインの議論は伊藤の手によって「換骨奪胎」されたと指摘している。また、教育の例でいうならば、シュタインの憲法草案に示された教育をめぐる条項も大日本帝国憲法には全く反映されることもなかったのである。しかし、伊藤らにとってシュタインの講義などから憲法だけではなく、その背景にある行政の重要性を認識させられたこと、そしてそのシュタインの考え方に触発されて行政改革が伊藤の手によって行われていったこと等は、シュタインの影響として重要視されるべきであろう。そういった意味で、シュタインの『行政学』のごく一部ではあるが、文部省によって翻訳され公刊されたことは、重く受け止めるべきである。それゆえ、本論においてこの著作を検討する。

(2) シュタイン『教育篇』の検討

1) シュタイン『教育篇』の翻訳

『教育篇』の原著は、“Handbuch der Verwaltungslehre” (1876) である。訳者はシュタインの下で学んだとされる渡邊廉吉で、この翻訳はフランスの『国家生理学』に次いで福岡孝悌が命じたものである。なお、渡邊は、後にシュタインの『行政学』全体を翻訳して公刊している。

なお、この翻訳書は、文部省専門学務局が「学務ノ参考」になるとして「学官」を対象に示されたものとされており（「序文」）、当時の文部省の意図の一部を示すものと考えられるだろう。

2) 『教育篇』にみられる職業教育と「学校外教育」

1：教育制度の三類型

『教育篇』において、まず「教育」は「人ノ精神ノ発達ニ就テ見ル所ノ景状ニシテ各人ノ身ニ在リテ最モ重ンスベキ」ものであり、「一箇人ノ教育ハ天下ノ教育ニ左右セラレ又其影響ヲ天下ノ教育ニ及ボス」と述べる（1-2頁）。そして、「此ノ天下共同ノ教育ヲ指シテ教化ト云ヒ公事中ノ最モ重ンスベキ事」であると述べる。そして「教育教化ハ一國活動ノ一原素一機括」であり、「教育教化」は「共同体」即ち「国家及其行政部」によって管理されなければならない。それゆえ、「天下一般教育ノ景状ヲ以テ公ケノ教育」と呼び、「国家及其行政部ノ施ス所ヲ教政」と呼ぶと定義する（2-3頁）。さらに、「教政ハ精神界ノ行政」であり、「精神自ラ其力ヲ精神ノ為メニ勞スル」ものである。この「教政」を完全にするためには「精神発達ノ定理」を明らかにする教育学・方式学、その教育学・方式学を正しく実用する教授事務、そして教育の次第・範囲を定める「教育次序」が必要となる。

また、教育の進歩は、「其民」の精神発達が「自由ノ教化」に向くことを指すものであり、社会の在り方と教政の在り方は密接にかかわると述べる（6

頁）。

さて、『教育篇』では、教政の沿革を大きく3つに分けて述べたのちに、19世紀において「公ケノ教育」を国家の責任に帰するようになってきたが、そこには3つの区域が存在すると指摘する。「教育ノ初級」「人民教育」（小学）、「職務教育即チ専門教育」、「一般教育」の3つである（16頁）。この3者はそれぞれ独立の次序と教育法を持っているが、「精神ノ行政」はその3者を一体のものとしてとらえなければならない（21頁）。

2：「教政ノ自由」

このように「教政」について述べるのだが、『教育篇』においては「教政ノ組織」について重要な指摘がある。それは「教政自由ノ問題」（23頁）である。19世紀に入ると「文部省」を立てて憲法上の教育行政機関として位置づけ、「教政」を独占するのであるが、「世ノ自由ニ進ムニ従ヒ教政ノ範囲ニ在テモ亦自治者（ここでいう自治者とは訳者によれば、町村に該当する—引用者注）及会社ノ起ルアリテ各々其力ヲ致シ且公ケノ教政ノ外ニ私ノ教政」が生まれてくる。そして、「私ノ教政」の機関と個人及び「統一機関」との関係が問題として浮上することになる。これを『教育篇』では「教政自由ノ問題」と称している。この「教政」の変革についての理解は、ソーシャル・ダーヴィニズムとしてよく知られた図式であるが、最初の体系的な社会教育論を展開した山名次郎もこの図式を用いていた。

『教育篇』では、この問題に如何に答えていこうとしたのか。まず「自由ノ原則」を「自治者…会社、一箇人各々自己ノ意見ト方法トニ由リ教育ヲ為スノ権利」を有することと定義し、「教政ノ統一」は「政府他ノ自治者等ノ教育ヲ監視」することを指すと定義する。そして、その監視の原則は「政府ハ法律ニ従ヒ一ニハ教化ノ頽廢ヲ防ギ（即チ一般の教育警視ナリ）一ニハ国家汎ク一箇人ニ対シ若クハ一定ノ職務ニ属スル人ニ対シテ要求スル所ノ権利ヲ有スル教

育ノ最低限ヲ確定證認スル」(24頁) こととする。そして「専門教育」は政府に、「小学教育予備教育」は自治者に、「補習教育」は会社に、そして「印書」は個人にゆだねられるという原則が打ち立てられるとする。すなわち、政府の役割は「教化ノ頽廢」を防ぐという「警視」という役割と「教育ノ最低限」の質保証に限定される。

3：職務教政

以上のように「教政」の原則を述べたうえで、次に先述の3つの区域についての検討が行われている。最初に検討されているのは、「小学教政」であるが、本論においては割愛する。

まず『教育篇』では、「職務」そのものについて、「職務トハ凡ソ一個人ノ其心ニ自己生涯ノ任ト定ムル所ノモノ」と定義する(55頁)。そして、「職務ハ其何タルニ限ラズ必ラズ一箇人ノ精神他ニ優リテ善ク発達スルヲアルモノナリ」(58頁)と発達上の意味を主張する。

このような職務のための「教政」がなぜ重要視されるのか。それは、「職務」が進歩するに従い、各個人が職務に必要とされる能力を有しているか否かを判断することが難しくなっており、また個人の力だけで「職務教育ノ高位」を得ることも難しくなっている。一人一人が「職務ニ精巧ナルヲ」は進歩にとって重要である。だからこそ、行政は職務教育に力を注ぐ必要があるとする(56-57頁)。具体的には「職務上ノ教育ヲ施ス」ことであり、教育を受けたことを「確証」することである。

そのうえで、「職務教政」の原則として3つの原則を挙げる。一つ目が「行政ノ干渉ニ由リテ凡ソ何ノ職務ト雖モ人皆ナ之ニ就クヲ得セシムベキモノ」とする「社会ニ対スルノ原則」であり、二つ目が「凡ソ何ノ職務ト雖モ必ズ各独立ノ職務教育ヲ授クベキモノ」とする「学術ニ対スル原則」、3つ目が「各独立ノ職務ニ附スルニ亦タ一般教育ノ概要ヲ以テシ之ニ由リテ以テ高尚ナル精神上ノ活動ニ於テ

能ク天下庶民ノ一致ヲ得兼テ能ク各部ノ発達ヲ完成スベキ」とする「道德ニ係レル原則」(59-60頁)である。ここで注意しておきたいことは、「職務教政」の一部として、後述する「一般教育」が道德教育として組み込まれていったことである。

4：一般教育

さて、先述のように『教育篇』では「教政」の一部として「一般教育」を提示する。この「一般教育」とは、「汎ク各人ノ精神ノ全体ヲ発達スルガ為メニスルモノ即チ天下庶民ノ精神ヲ発達スルガ為ニスルモノ」(82-83頁)と定義される。そのうえで、そのシステムは「凡ソ一般教育ハ自由ナルベキノ原則に従フモノニシテ其所謂自由トハ各人自己ノ力ニ依リテ一般教育ヲ修メ又自己ノ意ニ由リテ之ガ為メニカヲ致スヲ指ス」(84-85頁)ため、「一般教育」のために「教政」が行うことは、「人生ノ按排ニ準ジテ配置シ即チ一般教育体裁ノ基礎之ニ由テ起コル」(85頁)とされる。国家の役割は、「公ニ風教ノ妨害ヲ壓除シ自治者及会社ハ一般教育ノ資ヲ弁理シ一箇人ハ自己ノ作為ヲ以テ汎ク世ニ裨益スル」ことであり、具体的には、「風俗警視」「公共教育所」「印書」の3つを挙げている。この3つの中で、『教育篇』が最も注目しているのが「印書」であるが、順を追って、その意味を検討しておく。

①風俗警視 風俗警視とは、「悪風ト称スル者」を規制する(処罰する)ことを意味している。ここでは、「通俗教育」論などで一般的な社会における規制をとらえるのではなく、具体的な刑法などにおける処罰規定について簡潔に触れられているのみである。ちなみに、「風俗警視」を担当するのは、多くの場合「自治者」としている。

②教育館 教育館(教育所)は「民制ノ時代ニアリテ其原則トスル所ハ一般教育ノ目的ヲ以テ人ノ自由ニ之ヲ用フルヲ許シ且謝料ヲ取メザルニアリ」(88頁)として、自由に用いることができる、無料の施設として位置づけられている。

この教育館には3つの種類が挙げられている。「第一種」が「国立」であり、それは「博物館、物品収集、大図書館」をさしている(88頁)。「第二種」が「自治者会社」が設立するもので、「民間図書館」がその例として挙げられている。そこでは「通俗ノ学術演説」を設けることとされている(88-89頁)。「第三種」が「個々ノ発起者」により設立されるもので、「戯場読書室等」が例として挙げられている(89頁)。このように見てくると、「教育館」の構想では、「図書館」に類するものが中心に据えられていることがわかる。これは、次に述べる「印書」の項からも分かるように、「天下庶民」の「教育」のためには、書物を通じた教育が効果的と考えていたためである。

③印書 一般教育において紙数を一番多く費やして述べられたのが、この「印書」である。「印書ハ一個人ノ力ヲ天下ノ為メニ致スノ具」であり、「天下ノ人皆ナ受クル所ノ教育ヲ受クルヲ得」させることができるものであり、「精神ニ係ル一國全体ノ活動ノ化身」である(90頁)。また、「印書ハ必ラズ一個人ニシテ能ク之ヲ公衆ノ上ニ加フル強大無量ノ勢力ヲ顕スモノ」であり「危険」なものである(91-92頁)だけではなく、実際に犯罪を試みたり、犯罪を実施する際の道具ともなりうるものでもある(92頁)。そのため「印書警視」や「印書刑法」が設けられたとする。「印書警視」は「危険ナル印書ノ勢力」に注目するのに対して、「印書刑法」は、「印書ニ由リテ実行シタル罪過」に着目するという差異が存在する(96頁)。後者の印書刑法については、禁遏法「公発ノ許可ヲ経シムル」「防御法」(「著者ヲシテ発兌書ニ就テ身自ラ己レノ検査ヲナサシムル」)の2つが歴史的発展の形で提示される。このような書物の持つ教育力の大きさをゆえに、書物の規制について「一般教育」に関わる「教政」の一部として注目されることになる。

以上のように、『教育篇』では「一般教育」に関

わる行政を自由な“自己教育”を前提とした「風俗」の規制、自由な“自己教育”の支援及び書籍の統制ととらえていた。しかも、その「一般教育」は「職務教育」の基礎を培うものと明確に位置づけられていたのである。

加えて「教育館」に関する指摘にも表れているように、「国家」「自治者」「会社」を構造化したシステムとして一般教育を描いており、この視点は山名などが指摘する「社会による教育」つまり「団体による教育」とも接合するものである。山名は、慶應義塾の卒業生として、どちらかといえば、英米思想をベースに社会教育を提起したと考えられるが、ドイツ国家学の範疇からも同様な指摘が生まれてくることは留意されてもよいのではないだろうか。

3) 『教育篇』の「一般教育」が持つ意味

以上のような「一般教育」の使い方を見ると、社会教育研究の観点からは、この「一般教育」が「社会教育」言説にいかなる影響を与えたのかという点が問題となる。この点について、検討を加えておきたい。

そもそも「一般教育」という言葉を『教育篇』のようにとらえる視点は、ありえたのであろうか。試みに著作をいくつか当たってみたが、「一般教育」という言葉を「普通教育」という意味で扱うことが当時は当たり前だったように思われる。しかし、久木幸男²¹⁾や佐藤三三²²⁾らの研究によれば、「一般教育」ではないが、「一般ノ教育」という言葉が用いられている事例が紹介されている。それが『教育報知』に現れた「一般ノ教育」欄である。佐藤は、『教育報知』では「一般ノ教育所謂社会教育」という言葉はあるものの「一般ノ教育」自体の意味は、そこに挙げられた記事によって推察するという方法をとったうえで、以下の3点に整理している。すなわち、「①主に大人の教育であるが、学校教育の補足ではないこと②『社会において教育的な作用をもつ

た様々なもの』を『総称する概念』であること。…
 ③無意識の『形成』作用ではなく積極的に良さを追求する『教育』（図書館・大学拡張・演劇改良・衣食住改良等）に重点があること²³⁾の3点である。この整理をもとに考えてみると、『教育篇』の「一般教育」は、明確に学校の補足とされてはいないものの、学校教育と関連して提起されているとも考えられる点が異なっており、方法論の段階では様々な講演会等を用いているが、『教育篇』で明確に主張されている方法は、『教育報知』のそれと比べると幅を持ったものであるということではできないだろう。以上の意味で、この2者は大きく異なるものであり、『教育篇』における「一般教育」の用いられ方は独特なものであったと考えられるだろう。

6. まとめ

以上、文部省が発行した2冊の著作をもとに「行政国家」へ向かう道程における職業教育と社会教育について検討してきた。本報告が明らかにしてきたことは以下のとおりである。①「行政国家」を志向していた当時の現状の中でも「職業教育」「実業教育」を組み込むことを前提としたこと、②『教育篇』に

みられるように学校外教育を自由な“自己教育”にとらえながらも、それを統制しようとし、それを「教育行政」として明確に位置づける議論が文部省において支持されていたこと、③ただし、『教育篇』で用いられていた「一般教育」という言葉は学校外教育を支える言葉としては一般的とはいえず、『教育報知』の「一般ノ教育」の使い方とも異なること、以上の3点である。

最後に、今後の課題を述べて本論を終えたい。今回は、明治14年の政変がドイツ国家学の影響力を高めたことを重要視し、文部省が翻訳出版したドイツ国家学を代表する二つの著作を検討し、その著作の中での教育、特に社会教育と職業教育について検討を行ってきたが、この研究は学制期の教育思想の検討によって跡付けられなければ、その意義を明確にすることはできない。その意味で今一度学制期における「社会教育」の議論を改めて検討し、今回の成果と比較する必要があるだろう。そのうえで、実際に展開した社会教育行政の在り方を検討し、ドイツ国家学の影響力を相対化する必要がある。そのことで、より社会教育の思想史的理解が深まるに違いない。

引用文献・参考文献・註

- 1) 湯川文彦「明治10年代における教育事務の再編—「行政国家」形成の視点から—」『日本の教育史学』56, 19-31頁, 2013. なお、本研究における基本的な視覚などは湯川氏の一連の研究に多大な示唆を得た。
- 2) 文部省『国家生理学』第1編 1882, 文部省『国家生理学』第2編 1884
- 3) 文部省『行政学教育篇』
- 4) 本論において「社会教育」は、「学校以外の教育」という程度の意味で用いている。
- 5) 久米邦武編（田中彰校注）『特命全権大使 米欧回覧実記』岩波書店 1979参照
- 6) 『理事功程』については、近代デジタルライブラリーに所蔵の史料を参照。本来、田中不二麻呂とのかかわりを検討するために『理事功程』についても詳細に検討すべきである。これについては、別稿を期したい。
- 7) 田中彰『岩倉使節団『米欧回覧実記』』岩波書店 2002等参照
- 8) 注5文献 298頁
- 9) 注7文献 161頁

- 10) 注5文献 284頁
- 11) 稲垣忠彦『明治教授理論史研究』評論社 1969
- 12) 『明治以降教育制度発達史』第1巻 563頁
- 13) 同上書 553頁
- 14) 高橋真司「佛波士著『主権論』をめぐって」『長崎総合科学大学紀要』第19号 282頁. なお、後述するように、この著作が翻訳された意図は、『国家生理学』の翻訳の意図とあわせて重要であるが、『主権論』の具体的内容については、本論の意図から外れるため、今回は検討を行わない。
- 15) 高橋真司『ホッブス哲学と近代日本』未来社 1991参照
- 16) フランツの経歴などについては、板橋拓己『中欧の模索』創文社 2010 39-69頁参照
- 17) 高橋14) 論文 286-287頁参照
- 18) この点についてはかつて指摘したことがある。倉知典弘「山名次郎『社会教育論』の再検討—山名の思想を参考にして」『日本社会教育学会紀要』(37) 2001 91-100頁
- 19) シュタインの教育思想については以下の著作などを参照。上原貞雄『戦前日本におけるシュタイン思想の受容動向：特にその教育行政思想に注目して』風間書房 1994. 2
- 20) 「シュタイン詣で」については、滝井一博『ドイツ国家学と明治法制—シュタイン国家学の軌跡—』ミネルヴァ書房, 1999 第4章参照
- 21) 久木幸男「『社会教育』遡源」『教育学部論集』第3号 佛教大学学会 1991
- 22) 佐藤三三「社会教育の誕生—時期・意味・歴史的事情の検討を中心に—」『社会教育学研究』第51巻第2号 2015 35-43頁
- 23) 佐藤22) 論文 38頁